

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

|  |      |      | 資料番号 | 5       | 担当課         | 畜産課 |
|--|------|------|------|---------|-------------|-----|
| 法令名  | 獣医療法 | 根拠条項 | 14-1 | 許認可等の内容 | 診療施設整備計画の認定 |     |
| 獣医療法   |      |      |      |         |             |     |
| (診療施設整備計画の認定)  |      |      |      |         |             |     |
| 第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。                                      |      |      |      |         |             |     |
| 2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  |      |      |      |         |             |     |
| 一 診療施設の整備の目標   |      |      |      |         |             |     |
| 二 診療施設の整備の内容及び実施時期   |      |      |      |         |             |     |
| 三 診療施設の整備を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法  |      |      |      |         |             |     |
| 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。                       |      |      |      |         |             |     |
| 4 前三項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。  |      |      |      |         |             |     |
| 獣医療法施行規則   |      |      |      |         |             |     |
| (畜産業の振興に資するための診療施設の整備)   |      |      |      |         |             |     |
| 第二十二條 法第十四条第三項に規定する畜産業の振興に資するための診療施設の整備とは、整備を図ろうとする診療施設に係る一年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物の診療の業務量の割合が五十パーセント以上となることが見込まれる場合における診療施設の整備とする。 |      |      |      |         |             |     |